

舞鶴市立中学校自動販売機設置事業者募集要項

舞鶴市立中学校に設置する自動販売機の設置事業者を下記のとおり入札により選定します。
当募集に参加される方は、募集要項の各事項を御承知の上、お申込みください。

1 入札物件

下表、市内の中学校（7校）を事業対象とします。

施設名	所在地	設置場所	設置面積	販売品目	設置台数	生徒数
舞鶴市立青葉中学校	舞鶴市字行永1810番地	土地又は建物	自動販売機・回収ボックス 1.50㎡（幅1.5m×奥行1.0m）	熱中症対策飲料、経口補水液、お茶、水 （密閉式） ※詳細は『3 入札条件等』のとおり	1台	515名
舞鶴市立白糸中学校	舞鶴市字浜840番地	同上	同上		1台	469名
舞鶴市立和田中学校	舞鶴市字和田640番地の4	同上	同上		1台	92名
舞鶴市立城南中学校	舞鶴市字京田30番地	同上	同上		1台	416名
舞鶴市立城北中学校	舞鶴市字南田辺128番地	同上	同上		1台	404名
舞鶴市立若浦中学校	舞鶴市字大波下18番地	同上	同上		1台	92名
舞鶴市立加佐中学校	舞鶴市字岡田由里20番地	同上	同上		1台	64名

- (1) 設置場所は、落札後、学校長と協議の上決定します。自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がないかどうか、事前に設置場所の確認をしてください。各施設の図面は別添「中学校配置図」のとおりです。
- (2) 設置場所の寸法には、原則、使用済容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 設置台数を超える台数の設置はできません。
- (4) 生徒数は令和4年5月1日時点の数値です。

2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年間を経過したものを含む。)であること。
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 舞鶴市暴力団排除条例(平成 24 年舞鶴市条例第 23 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でない者。また、法人においては、役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当しない者
- (4) 上記 2(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。)でないこと。
- (6) 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 入札条件等

(1) 使用料等

ア 使用許可の期間

令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用状況等を勘案して支障がないと舞鶴市が判断する場合は、当初の入札条件を変更しないことを前提として、当初許可期間満了後から 2 年を限度に、使用許可の更新を行います。その際は、使用許可の期間満了日前 1 か月までに、行政財産使用許可申請書を提出してください。

なお、許可期間中であっても、公用・公共用に供するため必要とする又は舞鶴市の都合により使用許可を取り消す場合があります。その場合は、月割計算の上、使用料を返還します。

イ 使用料

(ア) 設置事業者として決定した者が入札した価格をもって年間使用料とします。ただし、使用期

間が1年未満の場合は、月割をもって計算することとし、この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数期間が生じた場合は、当該端数を1月として計算します。

(イ) 使用料は、舞鶴市が発行する納入通知書により、指定する期限までに全額納入してください。

ウ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電気使用量計測用子メーター設置費等を含む。)、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費等についても全額設置事業者の負担とし、舞鶴市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額納付してください。

エ 設置条件

自動販売機は、指定した外形寸法上限を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーター(計量法に基づく検定品、期限が有効のもの)を設置するほか、転倒防止及び火災予防対策も併せて行ってください。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

ア 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等を舞鶴市が指定する期日までに確実に納付すること。

イ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、使用許可期間中に、その取消しを受けていないこと(該当の場合のみ)。

なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。

ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。

エ 販売品の納入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、当該学校長の指示に従うこととし、学校の運営及び利用者の妨げにならないよう配慮すること。

オ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機(エコ・ベンダーなど)や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、閉庁時間や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とするように努めること。

カ 販売品目は、熱中症対策飲料(『熱中症対策』表示ガイドライン(一般社団法人全国清涼飲料連合会)に記載の熱中症対策飲料の基準を満たす飲料のみ)、経口補水液(消費者庁から個別評価型病者用食品の表示許可を受けている飲料)、お茶、水とし、密閉式の容器入りとすること。また、酒類などの販売は行わないこと。

キ 販売価格については、標準小売価格(定価)より30円以上割り引いた価格とすること。

ク 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて学校長と協議し、その指示に従うこと。

ケ 自動販売機は、災害時に自動販売機の飲料を取り出すことができる機器とし、災害対応型であることを表示すること。また、災害時に舞鶴市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償提供すること。

コ 熱中症の出前授業の実施、学校における運用ルールづくりの助言(生徒会活動への支援)など、

設置校での自動販売機の円滑な導入と運用のための支援を行うこと。

サ 自動販売機にタイマーを設置し、販売時間帯の設定は学校長の指示に従うこと。

シ その他、学校長が定める事項

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)を舞鶴市に提出すること。

イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 盗難事故や破損事故等による損害は、舞鶴市の責めによることが明らかな場合を除き、全て設置事業者が負うこと。

オ 販売する熱中症対策飲料等の容器(ペットボトル等)の種類に応じた回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収すること。

カ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。

キ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、使用許可期間中に、その取消しを受けていないこと(該当の場合のみ)。なお、自動販売機の設置に当たり、新たに許認可等を必要とする場合の販売は、当該許認可後とすること。

ク 舞鶴市が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

(4) 学校長との協議

設置事業者は次の項目について学校長と協議をし、学校長の指示に従うこととし、学校の運営の妨げにならないよう配慮してください。

ア 使用済容器・ゴミの回収方法について

イ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について

ウ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について

また、事故処理の報告等、警察等関係者への連絡体制について

エ メーターの検針について

オ その他協議が必要な事項について

(5) 使用許可の取消し

ア 次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消します。

(ア) 許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合

(イ) (ア)によるもののほか、舞鶴市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合

(ウ) 使用許可の条件に違反する行為があると認める場合

(エ) 設置事業者が入札参加資格を失った場合

(オ) 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

イ 上記アの(ウ)から(オ)までの場合、既に収めた使用料は還付しません。

ウ 上記アの(ウ)又は(オ)の場合、取消しのあった日から2年間舞鶴市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加することができないものとします。

(6) 自己都合による自動販売機の撤去

設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の3か月前までに舞鶴市教育委員会に書面により通知してください。

この場合、納入済の使用料は還付いたしません。

(7) 原状回復

設置事業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状回復してください。また、上記3の(5)により許可が取り消された場合や、上記3の(6)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を舞鶴市に請求することができません。

(8) 実績報告

設置事業者は、設置した自動販売機の年間月別売上数及び売上額を年度末に舞鶴市へ書面により報告してください。

4 入札申込方法等

(1) 申込方法

ア 郵送の場合

申込受付期間：令和5年4月21日(金)～令和5年5月8日(月)午後5時必着

送付先：〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市教育振興部教育総務課総務係 自動販売機入札担当 宛

※ 書留等、配達記録が残る方法で送付してください。

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので御注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

イ 持参する場合

申込受付期間：令和5年4月21日(金)～令和5年5月8日(月)

(午前9時～午前12時、午後1時～午後5時)

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先：京都府舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市教育振興部教育総務課総務係 自動販売機入札担当(別館4階)

(2) 申込みに必要な書類

ア 入札申込書(様式1)

イ 入札書(様式2)

ウ 誓約書(様式3)

エ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

※ 入札申込日から3か月以内に発行されたものに限ります。(コピー可)。

オ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許証の写し

カ 販売品目等一覧表(様式4)

※ 入札保証金は免除とします。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

ア 入札参加資格がない者が入札したもの

イ 指定の期間内に提出しなかったもの

ウ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑証明印)のないもの又はこれらが分明でないもの

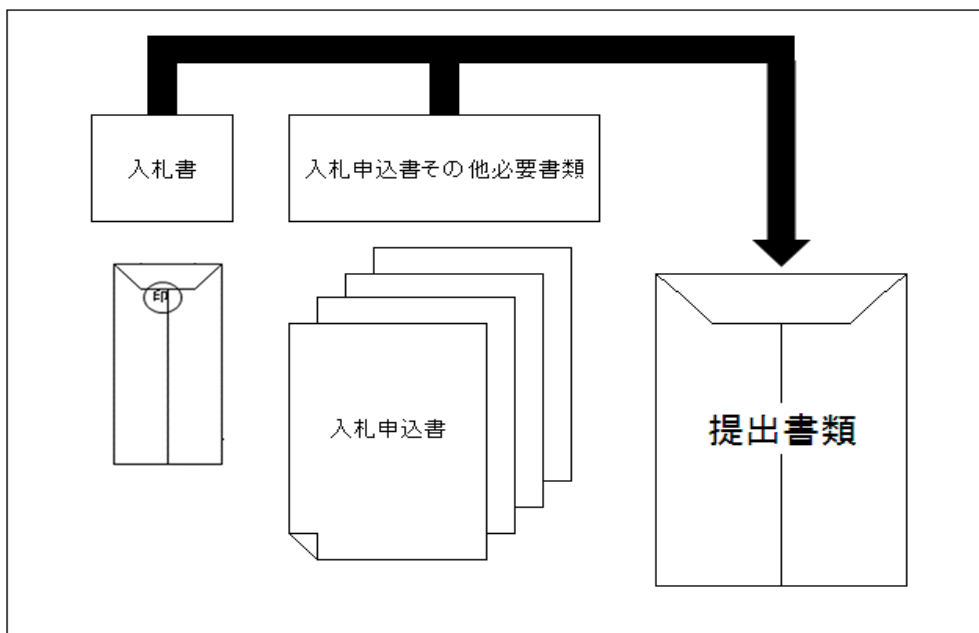
エ 入札書の金額等、重要事項を訂正したもの

オ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの

カ その他入札に関する条件に違反したもの

(4) 書類の提出方法

入札書のみ定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、押印(印鑑証明印)するとともに、入札申込書その他必要書類を添えて、持参又は送付により提出してください(次図参照)



(5) 申込みに当たっての留意事項

ア 使用許可は、入札申込書に記載された名義以外では行いません。

イ 受付期間内に限り入札を辞退することができます。その場合は、入札辞退届(様式5)を、受付期間内に持参又は送付してください。

(6) 入札の中止・延期

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

5 落札候補者の決定

- (1) 入札物件に対し、舞鶴市が設定する最低年間使用料（非公表）以上の額で、最も高い金額で入札をした者を落札候補者とします。

なお、最も高い金額が2者以上ある場合は、当該入札者立会のもと、くじにより決定します。当該入札者が、諸般の事情により舞鶴市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ落札候補者を決定します。

また、最も高い金額が、舞鶴市が設定する最低年間使用料に達しないときは、1回に限り再度入札を行います。この場合、当該入札者にその旨を連絡しますので、舞鶴市が指定する日時・場所へ入札書を持参してください。

- (2) 開札は、令和5年5月11日(木)午後4時30分から順次、舞鶴市役所本庁舎413会議室(別館4階)にて行います。開札は、参加者1者につき1名立会可能とします。開札後、落札候補者には書面により通知を行います。

6 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

【教育総務課あて提出書類】

- (1) 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

- (2) 役員調書(様式6)

- (3) 納税証明書(市町村税の滞納がないことの証明書)

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

※ 支店等に入札・契約の権限を委任される場合は支店等が所在する市町村の証明書を提出してください。

- (4) 納税証明書(消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書)

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り(コピー可)。

7 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記6の書類等に基づく入札参加資格審査を経て決定します。

- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者が行った入札は無効とし、その旨を当該落札候補者に通知するとともに、次順位者を落札候補者として上記6及び上記7(1)の処理を行います。

なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行います。

- (3) 落札候補者が上記6の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該落札候補者が行った入札は無効とし、上記7(2)の処理を行います。

- (4) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定後、設置事業者名、落札決定金額及び入札参加者数については、すべての入札参加者に対し書面で通知するとともに、舞鶴市ホームページに掲載します。

8 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、令和5年5月29日(月)までに、次の書類を提出してください。

【教育総務課あて提出書類】

- (1) 行政財産使用許可申請書(様式7)
- (2) 設置する自動販売機のカタログ(仕様・寸法・消費電力等がわかるもの)
- (3) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

9 設置事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
 - ア 正当な理由なくして、舞鶴市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
 - イ 設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - ウ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 上記9(1)のア又はウの場合は、取消しのあった日から2年間舞鶴市が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加できないものとします。また、これらの場合は、違約金として入札額の5%を市に納付してください。

10 申込みがなかった場合について

申込みがなかった場合については、先着順により、最低年間使用料にて設置事業者を受け付けます。

なお、先着順により受け付け、許可をした設置事業者については、許可期間を1年限りとし、更新できないものとします(入札参加事業者の場合と許可期間が異なるので留意してください)。

(1) 申込方法

ア 郵送の場合

申込受付期間：令和5年5月22日(月)～令和5年5月29日(月)午後5時必着

送付先：〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市教育振興部教育総務課総務係 自動販売機入札担当 宛

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられませんので御注意ください。

※ 電話、ファックス、インターネットによる申込みはできません。

イ 持参する場合

申込受付期間：令和5年5月22日(月)～令和5年5月29日(月)

(午前9時～12時、午後1時～午後5時)

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行いません。

提出先：京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市教育振興部教育総務課総務係 自動販売機入札担当(別館4階)

(2) 同日に2者以上から書類の到着があった場合の設置事業者の決定について

同日の受付時間内に2者以上から書類の到着があった場合は、申込者全員について受け付けるこ

ととし、後日、申込者立会のもと、くじにより設置事業者を選定することとします。なお、申込者が、諸般の事情により、舞鶴市が指定する日時・場所に立ち会えない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせて設置事業者を決定します。

(3) 提出書類

ア 行政財産使用許可申請書（様式7）

イ 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

ウ 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式8）

エ 住民票記載事項証明書（法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り（コピー可）。

オ 役員調書（様式6）

カ 納税証明書（市町村税の滞納がないことの証明書）

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り（コピー可）。

※ 支店等に入札・契約の権限を委任される場合は支店等が所在する市町村の証明書を提出してください。

キ 納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）

※ 提出日から3か月以内に発行されたものに限り（コピー可）。

11 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

12 問い合わせ

舞鶴市教育振興部教育総務課総務係 自動販売機入札担当（別館4階）

電話：0773-66-1070

FAX：0773-62-9897